主 :

原判決を取り消す。 本件を横浜地方裁判所に差し戻す。

事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人が控訴人に対し昭和四五年一二月一八日付でなした控訴人の帰化申請に対する不許可処分を取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出援用認否は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の事実欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

かは、原判決の事実欄に記載のとおりであるから、これを引用する。
一、 原判決六枚目表六行目の「乙第一号証の成立」の次に「(原本の存在と
ま)を加え、同れ行目の「同第二」となるを「同第四」と訂正する

も)を加え、同九行目の「同第二」とあるを「同第四」と訂正する。 二、 控訴人は、「日本国が第二次世界大戦で敗北して台湾を中華民国に割譲するまでは、控訴人は生れながらにして日本国籍を取得し、これを有し続がつているあるがら、本件許可申請の実質は日本国籍の回復の申請である。したがつてない自己であるが申請については特別に取り扱い、帰化を許可すべきであり、これを許可しないは違法である。また、台湾人に対して中華民国の国籍を離脱しないよのとは違法である。また、台湾人に対して中華民国の国籍を離脱しないより、公平を欠くものである。」と自己のであるとは、公平を欠くものである。」と自己のであるとは、公平を欠る世界宣言一五条に違反するものであるとは、の内容を録音した。 中第一号証を提出し、これは、昭和四六年三月二四日控訴外Aとの対話が中華民国の国籍を離脱せるとに関するものであると付言した。

一三、 被控訴代理人は、検甲第一号証が控訴人主張のような録音のテープであることを認めると述べた。

里 由

控訴人は、本件訴えによつて、被控訴人のなした本件不許可決定の取消しを求めるものであるので、右不許可決定が行政事件訴訟法三条二項にいう処分にあたるか 否かについて判断する。

(要旨)国籍法三条以下および同法施行規則一条の規定を勘案すれば外国人から帰 化の申請があつた場合には、法務</要旨>大臣はこれに対して所定の手続によつてな んらかの応答をしなければならないものといわなければならない。

このように申請者が所定の手続に従つて申請につき処分を求めることができる場合は、申請者は処分が適法になけることにつき権利ないし法律上の利益を有は、申請者は処分が適法になりませることにつき相当の期間内に応答合は、申請者は、その救済を求めるため、行政事件訴訟法三条のにより「に対した、事請といるというできるものというできるものというできるものというできるものというできるものというであり、「にがつて、中間につき」を提起することができるものというのではは、申請というのでは、中間につき、とのでは、申請について、が処分をといればならない。したがの違法というできるものというできるというでは、申請にのの事にとができるものといわならは、申請というでは、中間というでは、ただこの場には、ただのののでは、ただこの場には、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただのののでは、ただののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、ないののである。

しかるに、原判決は、右処分は取消訴訟の対象にならないとし、控訴人の本件訴えを不適法として却下したのである。そうすれば、前記説示に照らし、民訴法三八八条により原判決を取り消して事件を原裁判所に差し戻すべきであるから、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 位野木益雄 裁判官 鰍沢健三 裁判官 鈴木重信)